

議案第64号

京田辺市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部
改正について

京田辺市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例を別紙のとおり定める。

令和5年12月22日 提出

京田辺市長 上 村 崇

(提案理由)

本件は、国家公務員の給与に関し、令和5年8月の人事院勧告に基づく給与
改定が行われたことを考慮し、本市においても同様に改定を行うため、提案す
るものである。

京田辺市条例第 号

京田辺市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）

（京田辺市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正）

第1条 京田辺市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（昭和31年京田辺市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「広報編集特別委員会」を「広報広聴特別委員会」に改める。

第5条第2項中「100分の165」を「6月に支給する場合には100分の165、12月に支給する場合には100分の175」に改める。

第2条 京田辺市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「6月に支給する場合には100分の165、12月に支給する場合には100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の京田辺市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、令和5年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の京田辺市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

京田辺市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案	現 行	改正理由
<p>[京田辺市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正（第1条関係）] （議員報酬） 第2条（略） 2 前項の委員長は、常任委員会、議会運営委員会及び広報広聴特別委員会の長とする。ただし、2以上の委員長の職に就いた場合は、重複して議員報酬を支給しない。 （期末手当） 第5条（略） 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在において、議員報酬額の月額及び議員報酬額の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合には100分の165、12月に支給する場合には100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日（任期満了等の日現在、以前6か月以内）の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間に応じて、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4）（略） 3（略）</p>	<p>[京田辺市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正（第1条関係）] （議員報酬） 第2条（略） 2 前項の委員長は、常任委員会、議会運営委員会及び広報編集特別委員会の長とする。ただし、2以上の委員長の職に就いた場合は、重複して議員報酬を支給しない。 （期末手当） 第5条（略） 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在において、議員報酬額の月額及び議員報酬額の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の165</u>を乗じて得た額に、基準日（任期満了等の日現在、以前6か月以内）の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間に応じて、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4）（略） 3（略）</p>	<p>字句の整理 支給率の変更</p>
<p>[京田辺市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正（第2条関係）] （期末手当） 第5条（略） 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在において、議員報酬額の月額及び議員報酬額の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の170</u>を乗じて得た額に、基準日（任期満了等の日現在、以前6か月以内）の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間に応じて、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4）（略） 3（略）</p>	<p>[京田辺市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正（第2条関係）] （期末手当） 第5条（略） 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在において、議員報酬額の月額及び議員報酬額の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合には100分の165、12月に支給する場合には100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日（任期満了等の日現在、以前6か月以内）の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間に応じて、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4）（略） 3（略）</p>	<p>令和6年4月以降の支給率の変更</p>